

第6章 計画の実現に向けて

1. 施策・事業の円滑な運営のために

(1) 介護・保健・医療・福祉の顔の見える関係づくり

多くの高齢者は、自分が生まれ育ち、生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。そのため、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護・保健・医療・福祉などさまざまな面で支援を行うことが必要です。

今後の本町の高齢化率はますます高くなることが予測されることから、「顔の見える関係づくり」を進めるため、多様な地域機関と必要な情報の共有化を図り、対象者の把握に努め、介護・保健・医療・福祉の連絡調整の円滑化を図ります。

(2) わかりやすい情報提供

高齢者の暮らしが安全に営まれ、安心して生活することができるよう、本町の提供する保健福祉・介護保険サービス等を分かりやすく紹介した広報誌やパンフレット等を作成し、広く配布するとともに、インターネットを活用して、各種サービスの周知・利用促進を図ります。

ア 「高齢者ガイドブック」の作成

高齢者向けの福祉・介護保険サービスの概要をまとめた冊子を各世帯に配布します。

イ 「認知症ケアパス」の作成

認知症の程度に合わせたケアの流れに必要な支援をまとめたものです。高齢者ガイドブックと一体となっています。

ウ 「広報いずもぎき」の連載

介護保険、高齢福祉に関する情報を広く発信します。

(3) 介護保険事業運営委員会の運営

保健・医療・福祉関係者、介護サービス従事者、公益代表者、被保険者の代表等で構成する「出雲崎町介護保険事業運営委員会」を設置し、以下の事項について協議し、事業の円滑な運営を図ります。

ア 介護保険事業の運営に関すること

介護保険事業特別会計の執行状況、事業運営状況について把握しながら調査・点検を行います。

イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること

計画策定時における計画内容等に対する協議及び計画の進行管理、進行状況についての評価・分析などを行います。

ウ 地域包括支援センターの運営に関すること

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営及び中立・公正等の立場を確保するために、引き続き、事業の自己評価を義務付けるとともに、町も事業の実施状況の評価を行います。これらの評価内容を通して、適切な事業実施体制が確保されているか協議します。

エ 地域密着型サービスの運営に関すること

地域密着型サービスの事業者指定に関する事項、運営の評価等を検討し、適正なサービス提供が行われるよう協議します。

2. サービスの質の確保・向上

(1) 介護サービス事業者の役割と連携

介護サービス事業者においては、良質なサービスを提供し、町民の介護保険サービスの信頼性を確立する役割のほか、地域で支え合う相互扶助精神により、地域住民の一員であることから、より一層の多職種との連携に向け、ネットワークづくりを進める必要があります。

(2) 地域密着型サービス事業所への指示・監督

サービス利用者に合った良質なサービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援するために有効なサービスであることから、今後も引き続き、サービスの質の向上、利用者の権利擁護、地域交流、地域への社会貢献に対して、指示及び監督を行います。

また、利用者への適切なサービスの提供や関係法令の遵守を目的として、町内の事業所に対して、引き続き実地指導を行います。

(3) 介護給付適正化

国の第5期介護給付適正化計画に関する指針や第5期新潟県介護給付適正化計画に基づき、様々な機会を通じてサービス提供する事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働し、取り組むよう介護サービス事業者等に対して働きかけながら、効果的な適正化事業の推進を図ります。

ア 要介護認定の適正化

より適切かつ公平な要介護認定を実施するため、新潟県の研修等を利用し、認定調査員の研修機会の確保に努めます。また、町において訪問調査の事後点検を全件実施することで、調査内容が適正に均一化されるように努めます。

イ ケアプランの点検

自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントの質の向上を支援します。

また、介護サービス事業所も参集して点検を行うことで、視点や気づきを共有し、チームケアの推進に努めます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプランの点検(件数)	10	10	10

ウ 住宅改修の点検

受給者の状態に応じた適切な改修となるよう、全件について、施行前の調査及び施工後の確認を行います。

エ 福祉用具購入・貸与調査

受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具購入・貸与が行われるよう、必要性や使用頻度、利用状況を調査します。

オ 医療情報との突合及び縦覧点検

新潟県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供された医療保険と介護保険の情報を突合して、請求内容の誤り等を早期に発見します。また、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を毎月行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療情報との突合及び縦覧点検(回数)	12	12	12

3. 利用者保護の仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるために、地域包括支援センターを中心とし、町、介護サービス事業者、主治医等関係機関と連携し、生活をサポートします。

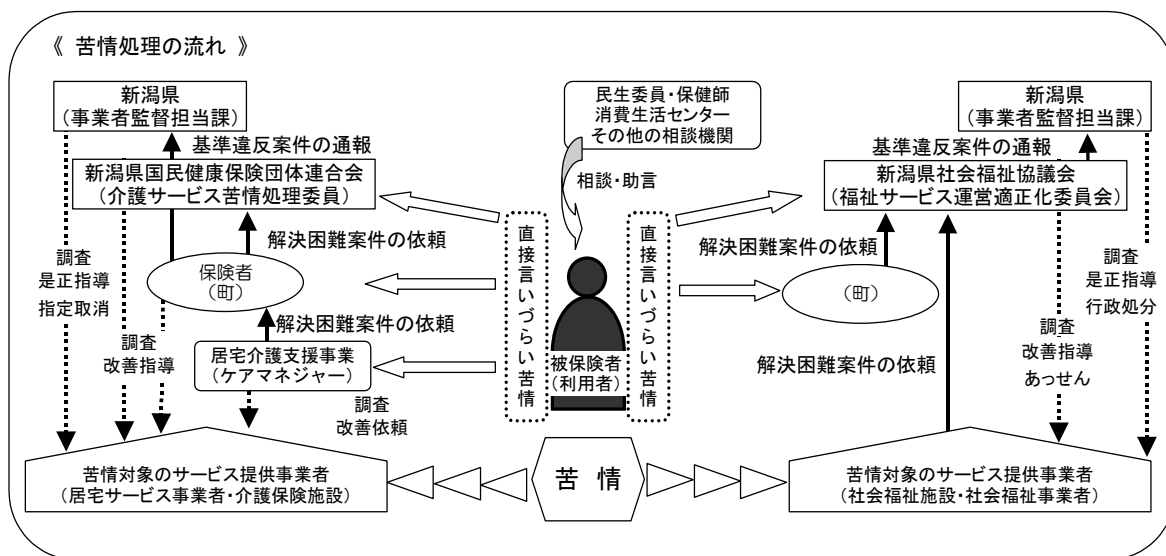
また、より身近な存在である民生・児童委員やボランティア団体等と密接な連携体制の確保に努めます。

(2) 苦情処理システムの確立

高齢者等の権利擁護の観点から、サービス利用者からの苦情を適切に解決し、サービスの質の向上を図るため、苦情処理システムの整備を図ることが必要です。

そのため、利用者が身近な窓口で行えるように、町においても苦情に対して地域包括支援センターの機能を充実するとともに、関係機関との連携を図ります。苦情処理の対応にあたっては、内容等を分析することにより、利用者の意識とニーズの把握や問題の所在、対応策を検討し、制度の円滑な運営を図ります。

また、町では受け付けた苦情を提供者側に連絡するほか、必要に応じて保険給付に関する調査を行います。さらに新潟県介護保険審査会、国民健康保険団体連合会との調整を図ります。



4. 生きがい対策の推進

(1) 社会参加の促進

高齢者がいつまでも地域の人と人とのつながりを大切にしながら、町民のみなさんをはじめ、地域の各種団体、福祉事業者等と連携・協働し、地域全体で助け合い、相互に支援する仕組みを作ります。

ア 老人クラブの活性化

高齢者が社会の構成員として健康でいきいきとした生活を続けていくうえで、老人クラブはますます重要となります。

「高齢者の社会参加を通じた生きがいと健康づくり」を進める老人クラブと老人クラブ連合会の運営費について補助を実施します。

イ 地域づくりの推進

高齢者が働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的に社会参加や学習活動、さらにはボランティア活動などに参加することができるよう活力ある地域づくりに取り組みます。

ウ 介護・福祉への理解と参加の促進

介護や福祉の意識をさらに浸透させるために、啓発講座等を開催して、地域の介護や福祉を推進する人材の育成を図っていきます。

(2) 高齢者に優しい住みよい福祉のまちづくりの推進

高齢者が外出しやすい環境づくりを進め、社会参加を促進するために、高齢者や障がい者等に優しい、福祉のまちづくりの観点から環境整備を進めます。

ア 高齢者に配慮した住環境への支援

高齢者に配慮した歩道や公共施設等のバリアフリー化を進め、誰もが安全・快適に暮らせるよう住みよいまちづくりを推進します。

イ 公共交通機関の維持

高齢者の自立した日常生活に不可欠な公共交通機関である鉄道事業者やバス事業者、タクシー事業者に対し、町民全体の利便性に配慮されるよう、関係機関と調整を図っていきます。

ウ 住宅環境の整備

今後も高齢者の在宅生活を支援するため、住宅を改修する場合の補助制度の事業を継続します。安全・快適な日常生活を支援する制度として、多くの人に利用してもらえるよう広く周知を図ります。

また、地域包括支援センターで住宅改修等及び総合相談の体制の強化に努めます。

エ 福祉有償運送の推進

障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な人に対するドア・ツー・ドアの個別輸送サービスの需要が高まっています。

現在、当町では1つのNPO法人が活動を行っていますが、より一層安全・安心なサービスとしてサービスの拡充が今後の課題となっています。